

第24回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月6日(水)午後2時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室

3 定数及び現員数 定員16名 現員16名

4 出席委員 16名

1番 石井清治

2番 石渡正明

3番 佐久間勝史

4番 花澤一弘

5番 繁田俊彦

6番 山寄和雄

7番 大野雅弘

8番 高橋広幸

9番 大越久雄

10番 中山雅夫

11番 田中幸一

12番 渡邊美代子

13番 根本雅史

14番 山口壹弘

15番 注連野千佳代

16番 増田勉

5 欠席委員 なし

6 出席事務局職員

大野事務局長

石井副主幹

鈴木主査

◎開 会

令和6年3月6日午後2時00分 開会

○事務局長（大野博之君） それでは、定刻前ではございますけれども、皆さん、おそろいのようなので、始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、またお寒い中、農業委員会総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 皆さん、こんにちは。今日は、また寒くなってしまうて、そんな中、お集まりいただき、ありがとうございます。株価は4万円を超えたということで大変盛り上がりしておりますけれども、なかなかこちらのほうの状況まではどうかなというところでございます。農業従事者にとっても景気のいい話が聞こえてくるようになってほしいものだと感じております。

本日は、大変案件多数になっております。慎重審議のほうよろしくお願いいたします。

それでは、始めます。

○事務局長（大野博之君） ありがとうございます。

失礼しました。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） ただいまより第24回農業委員会総会を開会します。

ただいまの出席委員は、16名中16名出席ですので、会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

11番、田中幸一委員、14番、山口壹弘委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号、整理番号1について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の1ページを御覧ください。

申請内容は、売買による所有権移転でございます。

総会資料の3ページの位置図を御覧ください。場所は、代宿字陣場でございます。現地を確認しま

したところ、現地は獣害対策用の柵が設置されておりました。

総会資料4ページから6ページに許可申請書を添付してございます。譲渡人は、高齢のため耕作が無理となったためとのことでございます。譲受人につきましては、所有地に隣接しておりまして、耕作に便利のため取得したいとのことです。農地法第3条許可要件でございます全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については果樹を栽培するには問題ないと思われます。農作業従事日数につきましては、標準の150日以上を従事していることから、要件を満たしてございます。周辺地域との関係につきましては、総会資料の9ページに記載しております。

総会資料10ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、根本雅史委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。現地確認は2月20日9時半から、事務局長さんと鈴木さん、3人で行ってまいりました。位置図の3ページ、差し替えになっています。今日、新しく追加された分、こちらが正しいといえますか、正確なものになります。この現地は、現地草刈りもされて、手入れはされています。ただ、この辺はもうイノシシがすごくて普通の野菜は作るのはなかなか大変なところです。しかも、この案件は、周りに道がないのです。道がないので、もう売買、買ってくれる人も、この隣接している土地を持っている人しか買うことができないと思います。たまたま今回は譲受人が隣の隣接している畑を持っていますので、その人が買いたいということです。それで、この辺はもともとあんまり農業が盛んではありませんし、この土地を有効に使える人が出てくれば、そちらもいいなと思いますので、この案件については許可相当っていいですか、許可するのに適当だと思っております。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔替成者举手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1について、許可と決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の２ページを御覧ください。申請内容は、売買による所有権移転でございます。

総会資料の11ページの位置図を御覧ください。場所は、蔵波字外野一、外野二でございます。現地を確認しましたところ、現地は樹木が植えられているところ、移設されているところがございます。植樹する樹木につきましては、主にヤマボウシが約400本、シラカシ、クス、イチョウを1本ずつ植えるとのことです。

総会資料の12ページから14ページに許可申請書を添付してございます。譲受人につきましては、〇〇〇〇を営んでおり、譲渡人から借りている申請地を今後も利用したいというようなことから、購入する申出をしたところ、譲渡人も高齢となりまして、維持管理が困難なことから申出を受けるとのことです。

農地法第3条の許可要件でございます全部効率利用要件につきましては、譲受人は兼業農家で畑を所有しておりますけれども、非耕作地はなく、農機具等についても問題ないと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしてございます。

周辺地域との関係につきましては、総会資料17ページに記載してございます。

なお、字外野一の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に使用されています道路付近に配置する農地につきましては、交通の支障とならないようにというような説明をいたしました。

総会資料18ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、田中幸一委員。

○11番（田中幸一君） 11番、田中です。2月20日10時頃、事務局、鈴木さんと現地確認を行いました。

現地は、〇〇〇の苗木の植栽場所として利用されておりました。現地調査の後、申請人と電話で、申請地の一部が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に接しているので、苗木の育成により地域の交通に支障がないようにと話したところ、気をつけて管理するとのことでした。昔から〇〇〇を営んでいる方ですので、特に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2について許可と決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号3について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の3ページを御覧ください。申請内容は、世帯内での贈与による所有権移転でございます。

総会資料の19ページの位置図を御覧ください。場所は、神納字日ノ宮でございます。現地を確認しましたところ、現地は耕作されておりました。

総会資料の20ページから22ページに許可申請書を添付してございます。本件は、同一世帯内での贈与でありまして、父から子へ経営を移譲するものでございます。

農地法第3条許可要件でございます全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については問題ないと思われまます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で基準の150日以上に従事していることから、要件を満たしてございます。

周辺地域との関係につきましては、総会資料の25ページに記載してございます。

総会資料26ページには現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

5番、繁田俊彦委員。

○5番（繁田俊彦君） 5番の繁田です。2月の26日月曜日、9時半頃、事務局、石井さん、また鈴木さんと現地を確認してまいりました。贈与ということで、現在も耕作されており、申請地については草刈り、整地されており、いつでも引き続き耕作できるような状態で問題ないと思われまますので、ご

審議のほどをお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3について許可と決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号の4について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の3ページを御覧ください。申請内容は、売買による所有権移転でございます。

総会資料27ページの位置図を御覧ください。場所は、神納字新割でございます。現地を確認しましたところ、現地は草刈りがされておりました。

総会資料28ページから30ページに許可申請書を添付してございます。譲渡人は、高齢となり後継者もいないため売却したいとのことです。譲受人は、自己の所有地と隣接しており、耕作に便利のため取得したいとのことです。

農地法第3条の許可要件でございます全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありますが、耕作できない理由につきましては、総会資料の32ページに記載してございます。また、田については作業委託をしており、自ら水の管理や草刈り等をしているとのことで、委託先は30ページ、10に記載されています方で、農機具等の所有状況を確認しましたところ、問題ないと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、標準の150日以上に従事していることから、要件を満たしてございます。

周辺地域との関係につきましては、総会資料33ページに記載しております。

総会資料の34ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報

告を求めます。

5番、繁田俊彦委員。

○5番（繁田俊彦君） 5番の繁田です。2月26日月曜日、午前9時45分頃、事務局、石井さん、また鈴木さんと現地を確認してまいりました。申請地については、草刈り、整地されており、いつでも耕作等できる状態となっておりました。問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4について、許可と決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号の5について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の4ページを御覧ください。申請内容は、売買による所有権移転でございます。

総会資料の35ページの位置図を御覧ください。場所は、野田字下野田越廻でございます。現地を確認しましたところ、現地は耕うんされておりました。

総会資料の36ページから38ページに許可申請書を添付してございます。譲受人におきましては、農業経営拡大のため買い受けたいとの申し出たところ、譲渡人は耕作地の整理をするため売却に応じることです。

農地法第3条の許可要件でございます全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については、トラクター、農用車などを所有しており、その他につきましては、38ページ、10のとおりに、譲渡人から借りて作業するとのこと。

農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしてございます。

周辺地域との関係につきましては、総会資料41ページに記載してございます。

総会資料42ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

5番、繁田俊彦委員。

○5番（繁田俊彦君） 5番、繁田です。2月26日月曜日、10時頃、事務局、石井さん、鈴木さんと現地を確認してまいりました。申請地については、草刈り、整地されており、いつでも耕作ができる状態となっており、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○14番（山口壹弘君） ちょっといいですか。

○議長（注連野千佳代君） 14番、山口委員。

○14番（山口壹弘君） 14番、山口です。これは、この本人ですか、〇〇さん、借入れといってやつがあるけれども、書いてあるけれども、本人の持っている、自分で持っている土地ないけれども、これは新規就農か何かなのでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 昨年、新規就農しており、今回は借りていた土地を取得するということになります。

○14番（山口壹弘君） ありがとうございます。はい、分かりました。

○議長（注連野千佳代君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5について、許可と決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号の6について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の4ページを御覧ください。申請内容は、売買による所有権移転でございます。

総会資料43ページの位置図を御覧ください。場所は、川原井字萩原ノ壺でございます。現地を確認しましたところ、現地は耕うんされておりました。また、サツマイモを栽培することから、取得後に電気柵を設置するとのことです。

総会資料44ページから46ページに許可申請書を添付してございます。譲渡人は、市内の農地所有適格法人で、経営者が高齢となり、規模を縮小したいとのことです。譲受人は、市外の農地所有適格法人で、規模拡大のため取得したいとのことです。

農地法第3条の許可要件でございます全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等についても問題ないと思われま。

農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしてございます。

周辺地域との関係につきましては、総会資料49ページに記載されております。

総会資料54ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

6番、山寄和雄委員。

○会長職務代理者（山寄和雄君） 6番、山寄です。2月の20日、1時半ぐらいから事務局の石井さん、鈴木さん、3名で現地確認をいたしました。現地は、既にきれいに整備されておまして、何ら問題ないと思われましますので、皆様のご審議をお願いします。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

13番、根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。特に問題はないと思いますが、47ページに通作距離は34キロって書いてあるのですけれども、会社は東京都〇〇〇〇で、これは、この人はどこから通う前提でしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 本社が東京にあるのですが、事務所が〇〇にありまして、議案資料の53ページ、こちらのほうに〇〇〇から提出されました農業経営の実態証明書がついておりますので、そちらのほうは〇〇のほうから来られる形になります。

○14番（山口壹弘君） どの人ですか。

○事務局（鈴木良宏君） この〇〇〇〇〇〇〇の〇〇さんです。

○14番（山口壹弘君） はい、分かりました。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の6について、許可と決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号7について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の4ページを御覧ください。申請内容は、売買による所有権移転でございます。

総会資料55ページの位置図を御覧ください。場所は、横田字上田でございます。現地を確認しましたところ、現地は耕うんされておりました。

総会資料56ページから58ページに許可申請書を添付してございます。譲渡人は、賃貸借契約している耕作者が耕作をやめるとのことから、自ら耕作できないので譲りたいとのことです。譲受人は、所有地に隣接しており、耕作に便利のため取得し、経営規模の安定を図りたいとのことです。

農地法第3条許可要件でございます全部効率利用要件につきましては、議案資料60ページの位置図を御覧ください。耕作していない農地がありますけれども、草刈り等管理している農地と市街化区域内の土地でございます。

農機具等につきましては、もみすり、乾燥については委託しており、問題ないと思います。

農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしてございます。

周辺地域との関係につきましては、総会資料61ページに記載されております。

総会資料62ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、中山雅夫委員。

○10番（中山雅夫君） 10番の中山です。2月の19日午後2時10分ぐらいですか、事務局の2人の鈴木さんと3人で現地確認してまいりました。現地ですが、小路地区内にある〇〇〇〇〇〇〇から、北のほうに50メートルぐらい行ったところに、場所にあり、毎年、水稻栽培してきれいになって管理されておりました。特に問題はないと思いますので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の7について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の7について、許可と決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号8について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の5ページを御覧ください。申請内容は、贈与による所有権移転でございます。

総会資料63ページの位置図を御覧ください。場所は、横田字下坪良毛でございます。現地を確認しましたところ、耕うんされておりました。

総会資料64ページから65ページに許可申請書を添付してございます。譲渡人は、高齢のため維持管理ができないので耕作してもらっている譲受人に贈与したいとのことで、譲受人につきましては、贈与の申出を受けるとのことです。

農地法第3条許可要件でございます全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については、乾燥、もみすりは委託しており問題ないと思われれます。

農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしてございます。

周辺地域との関係につきましては、総会資料69ページに記載されております。

総会資料70ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、中山雅夫委員。

○10番（中山雅夫君） 10番の中山です。2月の29日午後1時40分頃ですか、事務局の鈴木さんと石井さんと、3人で現地確認してまいりました。現地は、平川中の西のほうに100メートルぐらい行った百目木公園通りの道沿いに面しておりまして、譲受人は毎年稲を作付しておりますので、きれいになっておりました。特に問題はございませんと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

13番、根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。現在この土地を、この譲受人が耕作しているというお話を伺いましたけれども、贈与になるのですけれども、身内ですか、親族ですか、それとも全く関係ないのですか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） ご親族等とかということでは全く関係なく、耕作してくれるので、そこをそこを渡したいとのことでございました。

○13番（根本雅史君） 分かりました。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の8について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の8について許可と決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号9について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の6ページ、7ページを御覧ください。申請内容は、売買による所有権移転でございます。

総会資料71ページの位置図を御覧ください。場所は、大鳥居字中戸、八幡向、下の栄、政所、久保田の11筆でございます。現地を確認しましたところ、現地は耕うんされておりました。

総会資料の72ページから75ページに許可申請書を添付してございます。本申請は、大鳥居地区におきます地域計画に関するもので、譲渡人は農業を廃業するため経営を縮小したいとのことです。譲受人は、規模拡大のため取得したいとのことです。

農地法第3条許可要件でございます全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については問題ないと思われまます。

農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしてございます。

周辺地域との関係につきましては、総会資料77ページに記載されております。

総会資料78ページから81ページに現地の写真を添付してあります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

10番、中山雅夫委員。

○10番（中山雅夫君） 10番の中山です。2月の19日午後1時50分頃、事務局の鈴木さんと、2人の鈴木さんです、3人で現地確認行ってまいりました。現地は、10筆と多く、6か所になっていました。大鳥居地区内にある〇〇〇〇〇より北のほうに100メートルぐらい行った場所に3か所あり、もう一か所は大鳥居地区の住宅地から北のほうに200メートルぐらいの場所に3か所、計6か所とありました。毎年、水稻栽培をしているため、きれいになっておりました。周りを見ますと、水稻作地帯になっておりました。特に問題ないと思われまますので、審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の9について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の9について、許可と決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号10について、事務局の説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の8ページを御覧ください。申請内容は売買による所有権移転でございます。

総会資料82ページの位置図を御覧ください。場所は、下宮田字長田でございます。現地を確認しましたところ、現地は土地改良された農地で獣害対策用の柵が設置され、耕うんされておりました。

総会資料83ページから85ページに許可申請書を添付してございます。

譲渡人は、高齢となり管理ができないため売りたいとのことです。譲受人は、所有地に隣接しており、耕作に便利のため取得したいとのことです。

農地法第3条許可要件でございます全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については問題ないと思われま。

農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしてございます。

周辺地域との関係につきましては、総会資料88ページに記載されております。

総会資料89ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、佐久間勝史委員。

○3番（佐久間勝史君） 3番、佐久間です。2月20日11時頃、事務局、石井さんと鈴木さん、3名で現地のほうを確認してまいりました。現地のほうは水稻を作付しておりまして、基盤整備内、イノシシの小作内にある場所でありまして、以前より譲渡人が作付をしていたものになります。今回この譲受人からの依頼で引き続き購入した形で圃場のほう管理していくという形になりますので、問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の10について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の10について許可と決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号11について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の8ページを御覧ください。申請内容は、贈与による所有権移転でございます。

総会資料90ページの位置図を御覧ください。場所は、岩井字西伝地下でございます。現地を確認しましたところ、現地は除草され、管理されておりました。

総会資料91ページから93ページに許可申請書を添付してございます。譲渡人は、高齢となり後継者もおらず、管理も困難なため譲りたいとのことです。譲受人は、近くに耕作地があり、耕作に便利のため取得したいとのことです。

農地法第3条の許可要件でございます全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については、問題ないと思われま。

農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしてございます。

周辺地域との関係につきましては、総会資料96ページに記載されております。

総会資料97ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、花澤一弘委員。

○4番（花澤一弘君） 4番、花澤です。2月20日、事務局の石井さんと鈴木さんと一緒に現地を見ました。除草もされていて、きれいに整地してあるので問題ないと思われま。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

13番、根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。これも、権利の移転原因が贈与になっていますけれども、譲渡人、譲受人の関係は親族かどうかということを聞きたいのですけれども。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 親族間での関係はございません。総会資料の93ページにその他のところのところで、ちょっと離れているのですが、自宅と。岩井地区のほうの農業者である、とある方から譲受人がどうなのかということで打診したところ、その譲渡人、譲受人で合意して今回この農地を取得するという事になっております。

以上です。

○13番（根本雅史君） はい、分かりました。

○14番（山口壹弘君） ちょっといいですか。

○議長（注連野千佳代君） 14番、山口委員。

○14番（山口壹弘君） 14番、山口です。これは、以前、何かこの〇〇さん、借りたいとか何かで、何かかかったような記憶があったのですけれども。

○議長（注連野千佳代君） 新規就農か何かで。

○14番（山口壹弘君） 何かあったよね。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） おっしゃるとおり、新規就農しております。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の11について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の11について許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号、整理番号1について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の9ページを御覧ください。本件は、市内の法人が市内在住の個人が所有する農地1筆について売買により所有権を取得し、戸建住宅3棟を建築し、建売分譲しようとする案件でございます。土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりでございます。

総会資料98ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北東側、約1.1キロメートル、奈良輪小学校の南東側、約200メートルに位置する農地でございます。市街化区域に近接する農地で、その規模はおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料の100ページの土地利用計画を御覧ください。2階建ての戸建て住宅3棟を整備する計画となっております。造成計画につきましては、建設発生土によりまして、およそ70センチメートル程度の量になります。総会資料の101ページの給排水計画図を御覧ください。排水計画につきましては、雨水につきましては、雨水抑制槽を設け、新設の道路から市道側溝へ放流し、汚水雑排水につきましては新設道路内への側溝を通して、下水道本管へ接続する計画となっております。

所要資金につきましては、自己資金と金融機関からの借入れにより賄う計画となっております。

総会資料102ページから104ページに建物の平面図及び立面図を、105ページに現地の案内図を添付してございます。

なお、この開発に係る一連の協議関係につきましては、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定によりまして、事前協議の取りまとめが市の開発指導準備室において行われておりまして、既に協定書の締結がなされてございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

○1番（石井清治君） 1番、石井です。2月26日午後3時頃ですけれども、事務局の石井さんと鈴木さんと、3名で現地を確認をいたしました。現地は、奈良輪小、奈良輪北通りから100メートルぐらいのところでありまして、現地周辺は住宅地となっておりますので、転用しても支障はないものと思われれます。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号、整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号、整理番号1について、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号2について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案9ページを御覧ください。本件は、市外の法人が市外在住の個人が所有する農地1筆について、売買により所有権を移転し、資材置場用地として転用する案件でございます。土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

譲受人の法人は、千葉市で建設業を営んでおりますけれども、袖ヶ浦市、木更津市、市原市などで業務が多くなってきているというようなことから、業務の効率化を図るため、事業管内の中心地である申請地での転用を計画したとのことです。

総会資料106ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北東側、約1.1キロメートル、奈良輪小学校の南東側、約200メートルに位置する農地で、市街化区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料108ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用計画につきましては、砂利や碎石、コンクリートブロックなどの資材置場用地として整備する計画でございます。周辺への被害防除対策といたしましては、申請地の北側と南側について、約1.5メートルの防護ネットを設置し、資材を置く高さも1メートル程度とする計画とのことです。

なお、申請地の南側に現在住宅を建築中でありまして、住宅メーカーを通じまして事前に事業の説明を行い、了解を得ているとのことです。

造成計画につきましては、埋立ては行わず、整地のみを行い、車両通行部分については碎石を敷く計画でございます。

排水計画につきましては、汚水雑排水は発生せず、雨水のみ自然浸透させます。

所要資金につきましては、全額自己資金で賄う計画となっております。

総会資料109ページに資材の数量等の説明を、110ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、石井清治委員。

○1 番（石井清治君） 1 番、石井です。2月26日午後3時頃ですけれども、事務局の石井さん、鈴木さんと現地を確認をいたしました。現地は、奈良輪北通りから70メートルぐらいのところにありまして、現地は、周辺は耕作はされておりませんので、転用しても支障はないものと思われます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

16番、増田委員。

○16番（増田 勉君） 確認なのですが、このところには重機とかダンプが入るような予定になっているではないですか。この道、この位置図だとちょっと細い道に見えるのですが、大型トラックが入るのには十分な道で、例えば土が崩れて、道路とか縁石の問題とか、その辺はいかがなものですか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。総会資料108ページの土地利用計画図を御覧いただければと思うのですが、まさに増田委員おっしゃるとおり、事務局のほうでも、ここについて、通行について支障ないかということをよく確認いたしました。108ページの土地利用計画図のところの申請地の南側に道というところに書いてある、そこに矢印がございます。こちらについては、最初書いていなかったのですが、事業者側にどういうふうなルートでトラックとか進入をするのかということで、こういった形で矢印のとおり進入していくということで、事務局で現場を確認して、何とかダンプ通れるだろうというような判断をしております。こちら県のほうとも、現地に行っておりますけれども、特にそこについても、問題なしということで判断は出ております。

以上です。

○16番（増田 勉君） ありがとうございます。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号、整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号、整理番号2について、許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号3について、事務局に説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の9ページを御覧ください。本件は、市内在住の観光農園を営む個人が市内在住の個人が所有する農地1筆について賃貸借権を設定し、観光農園の駐車場用地に転用する案件でございまして、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

総会資料の111ページの位置図を御覧ください。申請地は、JR東横田駅南東側、約1.5キロメートルに位置する農地で、農用地区内にある農地となります。農用地区内にあります農地につきましては、原則としては転用許可となっておりますけれども、本案件は千葉県の転用事務指針、こちらに定める許可基準の例外ということで、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる場合に該当いたします。農用地利用計画につきましては、市の農林振興課におきまして、農林業振興審議会を経まして、令和6年1月31日付で、農用地利用計画上用途を田、田んぼの田です、田んぼの田から農業用施設用地として変更する手続きが行われておりまして、農地転用の許可基準の例外規定に該当するということにつきまして、君津農業事務所と共通認識がされてございます。

総会資料113ページの土地利用計画図を御覧ください。土地利用につきましては、観光農園のための駐車場用地でございまして、普通自動車56台、大型バス2台を駐車するものでございます。

排水関連につきましては、雨水の自然浸透のみとなっております。

総会資料の114ページに農林振興課におきます農用地の用途変更に係る文書を添付してございます。117ページから118ページに現地の写真を添付してございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

16番、増田勉委員。

○16番（増田 勉君） 16番、増田です。2月の28日の午後2時頃、事務局の大野局長と石井さんと3名で現地調査を行いました。今回の申請に当たり、事前に君津農業事務所とよく相談されているとのこと。農地の有効活用、これも非常に重要なことだと思っておりますので、申請者には、ぜひ今後ともここを有効に活用して商売うまくやって農地を活用していただければと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号、整理番号3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号、整理番号3について許可相当と決定いたします。

一旦3時5分まで休憩します。

休 憩
再 開

○議長（注連野千佳代君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

議題第3号の1から6については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案の10ページから12ページを御覧ください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から農地13筆、6,742平方メートルを賃貸借し、申請地に隣接した農地以外で行われる土砂の埋立てに伴う特定事業、こちらと現地開発事業に必要な調整池用地及び覆土置場用地として、当初、平成30年2月26日付で4年間の一時転用許可を受けまして、その後、令和4年4月28日付で1回目の期間延長をし、令和5年3月28日付で2回目の期間延長について計画変更承認を受けた案件でございます。今回の申請は、期間を再度1年間延長しようとするものでございます。

総会資料119ページの位置図を御覧ください。申請地は、長浦、さつき台病院の東側、約2.3キロメートル、久保田保育所の東側、約540メートルに位置しまして、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する土地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。

計画変更の内容につきましては、総会資料126ページを御覧ください。令和4年6月3日に特定事業が完了しましたが、林地開発について直近の令和6年2月2日に完了となったことから、調整池の埋め戻しや整地造成、苗木の植付けなどに期間を要することとなったことから、3回目の工事期間を延長しようとするものでございます。

総会資料127ページに土地利用計画図を、128ページから133ページに農地復元誓約書を添付してございます。農地復元後につきましては、大根を作付する計画となっております。

総会資料134ページに現地写真を添付してございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しました。

本案件につきましては事業内容に大きな変更がありませんでしたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略いたします。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1から6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1から6について、承認相当と決定いたします。

◎議案第4号 令和5年度第11次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第4号 令和5年度第11次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案第4号につきましては、別冊となっております。今回の計画につきましては、4ページ、権利内容は、賃貸借権の設定が1件となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号について原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 袖ヶ浦市の農地の賃借料情報の提供について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第5号 袖ヶ浦市の農地の賃借料情報の提供についてを議題といたします。

議案第5号について、事務局の説明を求めます。

大野局長。

○事務局長（大野博之君） 議案13ページを御覧ください。農業委員会は、農地法第52条の規定に基づきまして、毎年、市内農地の賃借料平均額を提供してございます。

次に、議案14ページの袖ヶ浦市の農地の賃借料情報を御覧ください。令和5年度中に結ばれました法令に基づく契約の賃借料の平均額は、田の部分が8,400円、畑の部分が1万2,700円となっております。提供方法につきましては、総会にて賃借料情報の承認を得た後、農業委員会のホームページにて記載してお知らせいたします。

説明は以上となります。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

○14番（山口壹弘君） ちょっといいですか。

○議長（注連野千佳代君） 14番、山口委員。

○14番（山口壹弘君） 質疑について、ちょっと聞きたいのですけれども。田んぼの田のほうなんか、旧袖と平川地区で差が出るのは何であれ。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 旧袖ヶ浦地区と平川地区で、今回賃借料のほう袖ヶ浦地区の場合、1反当たり30キロという形での借入れが出されております。旧平川地区のほうについては、こちら米価の価格ですが、12月末時点での買取り価格である1万1,200円、こちらのほうで貸し借りがされております。

○議長（注連野千佳代君） 中間管理機構ではないのですよね。相対で、データ抽出しているのですか。

事務局、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 農地法の3条、利用権設定、中間管理機構を通した貸借の全てを取りまとめさせていただいて、金額のほうを出しているという形になります。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

○会長職務代理者（山寄和雄君） いいですか。

○議長（注連野千佳代君） 山寄委員。

○会長職務代理者（山寄和雄君） 6番、山寄です。この田んぼと畑の、このデータ数というのがありますよね。このデータ聞き取りしているところ、毎年同じなのですか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） データ数につきましては、その年に更新を迎えたり、新しく設定されたりしたものとかということで、あまりに極端に高いもの、極端に低いものというのを抜きまして、その中である一定の範囲の中で、許容範囲の中で出す件数を計算させていただくので、その中にはちょっと低過ぎるとか高過ぎるとかで、その中から抜かさせていただきましたので、全取引、全データのうち10件の農家でそういった形の対象地になるからということで、データ数のほうは10件という形になります。それで、毎年同じではなくて、申請されたときに、幾らで貸しますという形で賃借料のほうが出てきますので、そちらのほうを換算させていただいております。

○会長職務代理者（山寄和雄君） はい、分かりました。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について、提案のとおり提供することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については提案のとおり提供することに決定しました。

◎報告事項

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づきまして、局長専決にて処理した案件についてご報告いたします。

議案の15ページ、御覧ください。今回報告する案件につきましては、令和6年1月の1日から1月

31日までに専決処理した案件となります。

協議報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出が1件でございます。
報告は以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程は全て終了しました。

◎閉 会

○議長（注連野千佳代君） これをもちまして第24回農業委員会総会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後3時26分 閉会